

Condition Assessment Scheme に関する事項

改正要領

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領
(日本籍船舶用)

改正理由

IMO の第 48 回設計設備小委員会 (DE 48) において、ナホトカ号の海難事故に関する安全対策の一環として、老齢タンカーにおける甲板と甲板縦通梁との隅肉溶接の検査に関する提案があり、Condition Assessment Scheme (CAS) 検査の改正について検討されることとなった。また、船籍変更時の CAS の取り扱いの明確化についても提案があり、併せて検討されることとなった。

この結果、第 54 回海洋環境保護委員会 (MEPC 54) において、甲板と甲板縦通梁との隅肉溶接の残存のど厚の評価に関する指針が決議 MEPC.147(54)として採択され、更に第 55 回海洋環境保護委員会 (MEPC 55) においては、甲板の板厚計測に関連して上記決議を参照するとともに船籍変更時の CAS に関する取り扱いを明確化する CAS の一部改正が決議 MEPC.155(55)として採択された。

今般、決議 MEPC.155(55)による CAS の一部改正に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) CAS について参照決議を、今後の改正に対応できるよう改めた。
- (2) 付録 II として掲載している CAS (決議 MEPC.94(46)の附属書本文に、その後の改正を反映させたもの) を、決議 MEPC.155(55)に合わせて修正した。主要な修正点は以下のとおり。
 - (a) 甲板の板厚計測について、甲板と甲板縦通梁との隅肉溶接の残存のど厚の評価に関する指針 (決議 MEPC.147(54)) の参照を追記した。
 - (b) 船籍変更時における Statement of Compliance (SOC) の取扱いを一部修正又は追記した。